

議案第12号

市立加西病院の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市立加西病院の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成25年2月27日提出

加西市長 西村 和平

市立加西病院の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例

市立加西病院の使用料及び手数料に関する条例（昭和 42 年加西市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 人間ドック利用料の部日帰りの項金額の欄を次のように改める。

男性	41,000 円
女性	40,000 円
脳ドック A	51,000 円
脳ドック B	38,500 円
レディース検診	8,500 円
消化器ドック A	19,000 円
消化器ドック B	23,500 円

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

平成 25 年 4 月より、消化器内科の診療体制が充実することに伴い、人間ドックにこれまで要望が多かった胃、大腸等の消化器に特化した「消化器ドック」を新設し、医療の充実を図るとともに、市民等の健康の増進に寄与するもの。

【要旨】

人間ドック利用料の日帰り項目に「消化器ドック A 19,000 円」及び「消化器ドック B 23,500 円」を追加